

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

山県市長 様

東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付申請書

東京圏からの移住支援事業における山県市移住支援金交付要綱第9条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1. 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2. 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯		单身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記の家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、山県市に居住する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業、起業する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 山口市への移住意思について		A. 自己の意思 である		B. 所属からの 命令でない
---------------------------------	--	-----------------	--	-------------------

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

#### 4. 移住元の住所

住所	
----	--

#### 5. 東京23区への在勤履歴

(東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。  
ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

#### 6. (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 ( )
通勤手当の有無	支給あり / 支給なし

※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

※勤務先へ行く頻度が勤務日数の1/5を超える場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えず、また所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業で想定されるテレワークに該当しないと判断し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

管理コード (山口市使用欄)	
----------------	--

様式第1号別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び山口市から求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 以下の場合には、東京圏からの移住支援事業における山口市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 申請日から3年未満に山口市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) スタートアップ等創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 申請日から3年以上5年以内に山口市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

  - (5) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される山口市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません  
が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

## 様式第1号別紙2

### 東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び山県市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために岐阜県や山県市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び山県市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

山県市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない	
マッチングサイトへの求人掲載実績※ 岐阜県中小企業総合人材確保センター （ジンサポ！ぎふ）求人情報	求人管理番号	
	掲載開始日	
※プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	<input type="checkbox"/> 目標達成後に離職することが前提ではない	
	<input type="checkbox"/> 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業	

東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岐阜県及び山県市の求めに応じて、岐阜県及び山県市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第9条関係）

年 月 日

山県市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の（テレワーク）の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、主張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ （地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

岐阜県移住支援に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岐阜県及び山県市の求めに応じて、岐阜県及び山県市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

山県市長

東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

東京圏からの移住支援事業における山県市移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定したので通知します。

移住支援金 円

※移住支援金は、指定された口座に振り込みます。

（備考）

1 山県市は、東京圏からの移住支援事業に係る山県市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に山県市以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・スタートアップ等創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に山県市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 山県市は、東京圏からの移住支援事業における山県市移住支援金交付要綱の規定に基づき、東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

### 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

### 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

山県市長

東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金の不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金については、下記の理由により交付しないこととしたので、東京圏からの移住支援事業における山県市移住支援金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

山県市長 様

申請者 住 所  
氏 名

東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付請求書

年 月 日付で交付決定を受けた東京圏からの移住支援事業について、東京圏からの移住支援事業における山県市移住支援金交付要綱第11条の規定により請求します。

交付請求額 円

交付金の振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		